令 和 ８ 年 １ １ 月 １ ８ 日
国 土 交 通 省 航 空 局
航空ネットワーク部 空港計画課
安全部 安全政策課、空港安全室、
無 人 航 空 機 安 全 課

「バーティポート整備指針」及び「地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準」等の一部改正（案）に係る意見募集について

我が国においては世界に先駆けた「空飛ぶクルマ」の実現のため、官民の関係者が一堂に会する「空の移動革命に向けた官民協議会」を 2018 年 8 月に設置し、「空飛ぶクルマ」の離着陸場であるバーティポートについては、官民協議会の下に設置した離着陸場ワーキンググループで議論を進めています。バーティポートを整備するにあたっては、国内基準を制定しなければならないものの、国際的な規格化が 2028 年頃と見込まれていたことから、欧米のバーティポートに関する技術ガイダンスを参考にしつつ、離着陸場ワーキンググループにおける民間側からの意見を踏まえながら、暫定的なガイダンスである「バーティポート整備指針」を令和 5 年 12 月にとりまとめ、公表しました。

離着陸場ワーキンググループにおいては、「バーティポート整備指針」公表後も、引き続きバーティポートの国内基準の制定に向けて議論・検討しているところではありますが、今般国内基準の策定に先駆けて、整備指針の改正を行うことで合意を得たため、「バーティポート整備指針」の一部改正をいたします。

また、国内におけるバーティポートの整備基準策定までの間は、暫定的に航空法第79条ただし書にて空飛ぶクルマの離着陸を認めることとしているため、整備指針の改正内容を参考に、「地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準」等の一部改正をいたします。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1. 意見募集対象

（１）「バーティポート整備指針」の一部改正（案）

（２）「地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準」及び「航空保安業務処理規程」の一部改正（案）

2.資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（https://www.e-gov.go.jp）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）欄」に掲載するほか、国土交通省航空局安全部無人航空機安全課において資料を配付致します。

3.意見募集期間

令和8年11月18日（水）9：00　～　令和8年12月18日（金）17：00（必着）

4.意見の提出先・提出方法

氏名、住所（法人又は団体の場合は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先を明記の上、意見提出期限までに次のいずれかの方法で御提出下さい。

この場合、提出していただく電子メール及び郵送の件名には、必ず『「バーティポート整備指針」及び「地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準」等の一部改正（案）に係るパブリックコメント』と明記して下さい。

※意見書は日本語で御記入下さい。

※電話による御意見はお受け兼ねますので、あらかじめ御了承下さい。

(1)インターネット　電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームをご利用ください。

(2) 電子メール　hqt-cabrichakurikujyo-r8pub@gxb.mlit.go.jp
※御意見はテキスト形式で送付願います。
国土交通省航空局安全部無人航空機安全課あて

(3) 郵　　送　〒100-8918　東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省航空局安全部無人航空機安全課あて

5.留意事項

御意見を提出された方の氏名（法人等にあってはその名称）やその所属等に関する情報を公表する場合がありますので、匿名希望及び御意見も含めた全体についての非公表を御希望される場合は、御意見の提出時にその旨お書き添え願います。

また、御記入頂いた連絡先等は、提出された御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用致します。

6.お問い合わせ先

国土交通省 航空局 安全部　無人航空機安全課
TEL：03-5253-8111（代表）

（意見提出様式）

国土交通省 航空局 安全部
無人航空機安全課　　あて

「バーティポート整備指針」及び「地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準」等の一部改正（案）に関する意見

（フリガナ） 氏　　名	
住　　所	
所　　属	
電　話　番　号	
電子メールアドレス	
御　意　見	（対象部分） （御意見） （理由）